⑸　契約締結後のＶＥ提案　契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。
⑹　配置予定監理技術者の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。
⑺　本工事に係る申請書及び資料の提出にあたって、ＶＥ提案により施工しようとする場合は、その内容を示したＶＥ提案書を提出すること。ただし、ＶＥ提案が適正と認められなかった場合においては、標準案により入札に参加ができる。
　また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案によって入札に参加する旨を記載した書面を提出すること（詳細は入札説明書参照。）。
⑻　専任の監理技術者の配置を義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（詳細は入札説明書参照。）。
⑼　手続における交渉の有無　無
⑽　契約書作成の要否　要
⑾　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
⑿　入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。
⒀　ＶＥ提案の採否　ＶＥ提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。
⒁　競争参加資格の確認の通知において、ＶＥ提案により競争参加資格を認められた者は当該提案に基づく入札を行い、標準案を提出した者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。
⒂　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⒃　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⒄　本案件は、提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。
⒅　詳細は入札説明書による
６　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Shigeru Kikukawa Director-General of Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure and Transport and Tourism.
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Kenoudou Kasamori tunnel No. 4.
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 5 January 2010.
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 17 February 2010 (tenders brought with or submitted by mail : 12 : 00 P.M. (noon) 17 February 2010).
⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Saitama shintoshin National Government Building Tower－2　2－1, Shintoshin Chuou Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330－9724 Japan TEL 048－601－3151 (ex 2525)

○第２号

１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　北千葉道路松崎跨線橋上部工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　千葉県成田市松崎地先
⑷　工事内容　工事延長　Ｌ＝233m
　鋼６径間連続少数鈑桁橋（上下線）
　橋長Ｌ＝233.0m（上り線）支間長27.3m＋２@34m＋40m＋50m＋46.3m
　橋長Ｌ＝210.0m（下り線）支間長27.3m＋３@34m＋50m＋29.3m
　幅員9.115m～12.515m
　工場製作工　約1,000ｔ
　工場塗装工　約6,000㎡
　工場製品輸送工　約1,100ｔ
　架設工（クレーンベント工法）１式
　支承工　１式
　床版工　約3,200㎡
　橋梁付属物工　１式
　桟橋工（工事用道路）１式
⑸　工期　平成24年３月23日まで
⑹　使用する主な資機材　鋼材　約1,000ｔ
⑺　本工事は、入札時にＶＥ提案として「現場施工の工程管理に係わる具体的な施工計画」を受け付けるとともに、「工事全般の施工計画」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ（総合評価落札方式）の試行工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。なお、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑻～⒁　第１号１⑻～⒁に同じ
⒂　本工事は、技術提案等の作成上の留意点等について、ＶＥ提案書等の作成説明会を設ける試行工事である。詳細は入札説明書による。
２　競争参加資格
⑴、⑶、⑸、⑺～⑽　第１号２⑴、⑷、⑹、⑻～⑾に同じ
⑵　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑷　平成８年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の製作及び架設の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
　なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
　また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。
①　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。
②　橋梁形式が下記を除く鋼橋であること。
　㋐　３径間以下の鈑桁橋
　㋑　３径間以下の箱桁橋
　　ただし、連続桁の鋼床版鈑桁橋並びに連続桁の鋼床版箱桁橋は施工実績としてよい。
③　最大支間長が25m以上であること。
④　床版支間長3.5m以上の鋼コンクリート合成床版の施工が含まれている工事であること。
　ただし、上記①～③は同一工事とし、④は別工事でもよい。なお、④を別工事とする場合は①を満たすこと。
　経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記の施工実績を有し、他の構成員は上記①、②の施工実績を有すること。ただし、上記①、②は同一工事であること。
⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
　なお、現地での架設期間は平成22年８月から平成24年３月を予定する。
①、③　第１号２⑺①、③に同じ
②　１人の者が、平成８年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した上記⑷に掲げる工事の架設現場に従事した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。